



福岡医発第 361 号 (地)

平成 28 年 4 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

平成十九年厚生労働省告示第百八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務
又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件）
の一部改正について

今般、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県衛生主管（部）局長宛に標記
の通知が発出されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて周知方依頼
がありました。

患者申出療養については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健
康保険法等の一部を改正する法律の公布等について（平成 27 年 6 月 20 日付福
県医発第 0891 号（地）」及び「患者申出療養」の実施上の留意事項及び申出
等の取扱いについて（平成 28 年 3 月 16 日付福岡医発第 3310 号（地）」にて貴
会宛にお送りしております。

本通知は、これらに伴い、評価療養又は選定療養に加え、患者申出療養につい
ても、その内容を説明し、広告することが可能になったことについて周知を依頼
するものです。また、広告では内容・制度・負担費用等についても併せて示すこ
とが望ましいとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員
への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 廣瀬真恵

日医発第 85 号 (地 I 27)

平成 28 年 4 月 19 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

平成十九年厚生労働省告示第百八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務
又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件）
の一部改正について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県衛生主管(部)局長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

患者申出療養については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の公布等について」（日医発第 265 号(保 48)）を平成 27 年 6 月 15 日付にて、「「患者申出療養」の実施上の留意事項及び申出等の取扱いについて」（日医発第 1114 号(保 185)）を平成 28 年 3 月 9 日付にて貴会宛にお送りしております。

本通知は、これらに伴い、評価療養又は選定療養に加え、患者申出療養についても、その内容を説明し、広告することが可能になったことについて周知を依頼するものです。また、広告では内容・制度・負担費用等についても併せて示すことが望ましいとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

医政総発0331第8号

平成28年3月31日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局総務課長

(公印省略)

平成十九年厚生労働省告示第百八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件）の一部改正について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知いたしました。この点、御了知いただくとともに、傘下会員に対する周知、協力方よろしくお願い申し上げます。

(照会先)

厚生労働省医政局総務課 鈴木、家田

TEL:03-5253-1111 (2519)

FAX:03-3501-2048

医政総発0331第7号
平成28年3月31日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公印省略)

平成十九年厚生労働省告示第百八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件）の一部改正について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の一部の施行に伴い、本日付で、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（平成28年厚生労働省告示第156号。以下「整備告示」という。）が公布され、平成28年4月1日から適用されます。

整備告示において、平成十九年厚生労働省告示第百八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件）（以下「広告告示」という。）の一部が改正されました。広告告示の改正の内容及び留意点については下記のとおりですので、御了知の上、医療機関、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

記

- (1) 医療法（昭和23年第205号）第6条の5第1項第11号に規定する、病院又は診療所において提供される医療の内容に関する広告が可能な事項について、広告告示第2条第2号の「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）に規定する検査、手術その他の治療の方法」が「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）」

に規定する検査、手術その他の治療の方法」と改められたこと。

(2) これにより、従前の評価療養又は選定療養に加え、患者申出療養についても、その内容を説明し、広告することが可能となること。

(3) また、これらの広告については、従前の評価療養及び選定療養と同様、その内容、制度、負担費用等についても、併せて示すことが望ましいこと。

以上

(参考)

厚生労働省 患者申出療養の概要について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000114800.html>

(照会先)

厚生労働省医政局総務課 鈴木、家田

TEL:03-5253-1111 (2519)

FAX:03-3501-2048